

国立大学法人高知大学医学部附属病院看護部長等の任期等に関する規則

平成 24 年 3 月 28 日
規 則 第 8 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、人事の活性化を通じて能率的な業務運営に資することを目的として、高知大学医学部附属病院看護部長及び副看護部長（以下「看護部長等」という。）の任期等の取扱いに関して必要な事項を定める。

(任期)

第 2 条 看護部長等の任期は 5 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 国立大学法人高知大学職員の定年規則（平成16年規則第24号）の規定による定年は、この規則の規定による任期に優先して適用する。

(再任)

第 3 条 別に定める再任審査により、看護部長等を再任することができる。

(任期満了後の処遇)

第 4 条 看護部長等を再任しない場合において、当該看護部長等が任期満了後に引き続き高知大学医学部附属病院の医療職員として在職を希望するときは、原則として、看護部長等に採用又は昇任した日の直前に占めていた地位に相当する職（以下「相当職」という。）に引き続き雇用するものとし、給与は、看護部長等に採用又は昇任した日に相当職に在職し、看護部長等の任期が満了した日の翌日まで引き続き在職したものとしたときに得られる給与とする。

2 給与について、前項の規定により難い特別の事情がある場合は、国立大学法人高知大学職員給与規則（平成16年規則第26号）第53条の規定に基づき取り扱うものとする。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、選考方法、再任審査その他必要な事項は、医学部附属病院長が定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に看護部長等の職にある者が、その職に異動なく、施行日以後も引き続き看護部長等の職にある場合には、この規則は適用しない。